平成２２年（フ）第２７５号
京都市北区西賀茂南川上町57番地　アイリス西賀茂202
債務者　川久保真梨
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３号
京都府亀岡市千代川町小川２丁目22番12号
債務者　近藤　　裕
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第３５５号
大阪府吹田市江坂町２丁目４番25―701号
債務者　稲毛　純子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３０号
大阪府茨木市南春日丘７丁目１番５号
債務者　荒木　雅久
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４１号
大阪市淀川区西三国１丁目18番11号　宏栄マンション307号
債務者　冨士松敬次
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０９号
大阪市中央区南船場１丁目７番８―609号
債務者　川那辺伸吾
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３４号
大阪市生野区舎利寺２丁目12番20―803号
債務者　藤原陽子こと　禹　　陽子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４１号
大阪府門真市南野口町９番10号
債務者　上野克敏こと　上野　輝大
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５９号
大阪府豊中市中桜塚５丁目21番８―408号
債務者　松田　健人
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０７号
大阪市阿倍野区松虫通２丁目５番５号
債務者　三好　明博
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７３号
大阪府吹田市山田西１丁目19番10号
債務者　フラワースタジオ　エムこと　松宮弘明
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２５号
大阪府豊中市服部豊町２丁目14番２―302号
債務者　田原　佳枝
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９６号
大阪市住之江区中加賀屋２丁目13番６―405号
債務者　松田　輝光
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１００２号
大阪府東大阪市中野２丁目６番16号
債務者　井手　　顯
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０４５号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目32番13―305号
債務者　石山　雅一
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１６５号
大阪府豊中市曽根西町４丁目７番５号
債務者　田鳥千惠子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２０２号
大阪市西成区花園南１―７―20　ＦＤＳフェリーチェ801号、住民票上の住所大阪市西成区岸里２丁目６番26号
債務者　小田　　正
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４９９号
大阪市平野区瓜破１丁目７番43号
債務者　岡添　倫明
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部